

令和4年6月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年6月10日（金）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員 13番 吉良山 友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 こんにちは。
皆様お忙しい中、高森町農業委員会の総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。
ただ今から第3回6月の高森町農業委員会総会を始めさせていただきます。
まず、成立宣言を申し上げます。
14名中、お1人が他の会議との重複により欠席との連絡を受けておりますので、現在13名の方が出席されておられます。
規則にあります定足数に達しておりますので、ただ今から総会を開催させていただきます。
それでは、会長の御挨拶をお願いいたします。

会長 御出席いただき、ありがとうございます。
もう粗方、田植えも終わり、一段落ついた頃だとは思いますが、今年は雨が少なく、梅雨も遅れているみたいで、ところによっては水が足りなくて困っているというお話も聞きますが、来週からは梅雨に入るみたいですので、また入ったら入ったで、水の被害とかなないように願っているところでございます。
今日は3回目の会議ということで数件ありますが、皆さんの慎重審議の上、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

「議第10号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和4年6月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 議事録署名ということですので、これはいかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということで、こちらから指名させていただきます。今回は、7番委員さん、8番委員さんをお願いいたします。よろしくお願ひします。

続きまして、「報告第5号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和4年6月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。農地法第3条の3第1項の規定によって、この議案は届出
ということですので、事務局から説明いたします。

事 務 局 それでは、こちらから説明させていただきます。

4ページをお開きください。

まず番号1です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、あっせん希望は、4ページのとおりとなっております。

補足の資料につきましては、3ページのとおりです。補足資料は3ページをお開きください。

続きまして、番号2、4ページの番号2ですが、土地の所在地、登記地目、現況地目、相続人、被相続人、あっせん希望につきましては、4ページのとおりとなっております。補足資料は4ページから5ページ、6ページ、ちょっと筆数が多いので3ページとなっております。

資料も4ページから6ページにかけて、番号2の明細となっております。

続きまして、番号3、こちら資料は6ページから7ページのとおりとなっております。

土地の所在地、登記地目、現況地目、相続人、被相続人、あっせん希望は記載のとおりです。合計14筆です。

補足資料につきましては、7ページと8ページです。

続きまして、番号4、こちら7ページのとおりとなっております。

土地の所在地、登記地目、現況地目、相続人、被相続人、あっせん希望は7ページに記載のとおりです。合計8筆です。

補足資料につきましては、9ページ、10ページです。

議 長 今、説明がありましたけど、これは相続後の報告ということですので、これは審議とかではありませんので、このまま通していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

3番委員 このあっせん希望の有る無しというのは、これは有りの場合は、また農業委員会が対応するのですか。

事 務 局 あっせん希望の有る無しは、農地の貸付又は売買等の希望の有無を表します。

3番委員が言われましたように、希望がある場合は、こういうふうに有りというような表記をさせていただいております。

そして、実際、そこが農地として使える状態であるなら、希望者等にあたりまして、担い手等がおられましたら、そちらにも打診して、農業委員さんも一緒になって、あっせんをしていただくというような形になっております。

ただ、今回は、一部、耕作放棄地とかもあるので、そういうところに関してはあっせん希望があっても、なかなか難しい場合もあります。

農地として使える状態のところにつきましては、あっせん希望がある所有者の方に対しては、こういう方がいらっしゃるというような情報を提供するようにしております。

以上です。

議長
事務局
それでは、次の「議第11号」
農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和4年6月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長
はい。この議第11号の農地法第3条審議資料は、まず番号1の担当委員の9番委員から説明をお願いします。

9番委員
議第11号、農地法第3条審議資料。
番号1、所在地等については、左記のとおり、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の増反のため売買による所有権移転です。
補足資料が、12ページと13ページです。

事務局
事務局から補足で説明させていただきます。
こちらの現況は、もう写真のとおり耕作放棄地で、もとは樹芸をされていた農地になります。
所有者はもう何もされておられませんので、こちらの譲受人の増反のための売買となっております。
許可要件としまして、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては妥当ですので許可相当と判断しております。

議長
はい。今、事務局から説明がありましたけど、どなたか質問とかありませんでしょうか。

(複数委員)
ありません。

議長
ないようですので、1番の議題については、このまま可決したい

と思います。

続きまして、同じく番号2の説明を、3番委員からお願いします。

3番委員

番号2、農地法第3条審議です。10ページです。

補足資料は、14ページから16ページでございます。

土地の所在地等については左記のとおりで、譲渡人の農業経営の縮小と、譲受人の増反のための売買による所有権移転となります。

なお、譲受人は〇〇町の方ですが、この方の住まいはこの案件から約500m以内にあります。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

事務局から補足の説明をさせていただきます。

申請書及び全部事項証明など、記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業従事、常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

また、3番委員が言われましたとおり、町外の方ですが、隣接する町村となっており、通作距離等についても問題ないと思います。

議長

今、説明がありましたけど、質問はありませんか。

(複数委員)

ありません。

議長

はい。それでは、質問がないということですので、この2番の議題のほうも可決したいと思います。

「議第12号」

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年6月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長

はい。議第12号の農地法第5条審議資料の番号1は、私の担当地区になっておりますので、私から説明させていただきます。

議第12号、農地法第5条審議資料の1番です。

補足資料は、18、19ページとなっております。

これは譲受人の勤務する事業所の倉庫と車庫を建設するため、農地を取得したいということです。

補足資料の18ページのこの当該地のところの隣が、この譲受人の自宅となっておりますので、自宅の隣に倉庫と車庫を造りたいと

ということで申請を受けております。
よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足の説明をさせていただきます。
5条の許可基準についてですが、こちらの申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無については、適当また確実であると判断しています。
また、こちらは高森町役場から500m以内にある農地でありますので、第2種農地と判断できますので、こちらのほうは許可要件を満たしていると判断します。

議長 はい。今説明がありましたけど、どなたか質問はありませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この1番についてもこれで可決したいと思います。

次は、2番と3番は、議題は同じことですので、これは一緒に説明させていただきます。

これもまた、私の担当地区ですので、私から説明させていただきます。

議第12号、農地法第5条審議資料の2番と3番です。

補足資料が20ページから23ページまでとなります。

これは高森町が、防災用の駐車場、倉庫、公用車庫を整備するものということになっております。

高森役場の横、駐車場になっているところ、今のところは賃借ということになっておりますが、これを売買で高森町へ所有権移転ということで、上がってきております。

以上です。よろしく申し上げます。

事務局 事務局より補足で説明させていただきます。

こちら2番と3番、こちらは今、会長が説明していただきました、北側の農地になります。

3番が、現在、砂利の駐車場、臨時駐車場になっている土地です。

2番については、こちらはまだ農地のままです。

今回、所有権移転をされる案件になっております。

こちらの2件につきましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、内容から一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

議 長
5 番委員

はい。これについて何か質問はありませんか。

ちなみに、言える範囲でもいいですが、坪単価はどれぐらいですか。

言えないならいいです。

事 務 局

申請書の内容につきまして、そういう価格の情報は記載されておられませんので、事務局としては把握しておりません。

また、今、5番委員が質問されたように、価格に関することは各委員さん、いろんな面で気になるところでございますが、農業委員会として、事務局として教えてほしいと一応お伺いしますが、任意の情報提供のため、7、8割は教えてもらえないというのが実情です。

強制力はありませんが、特に農地としての売買については、今後の参考となるので極力、情報提供に努めて参りますが、転用売買の情報提供はかなり、難しいと思われまます。

今回については把握していないという形になります。

議 長
(複数委員)

はい。ほかに何か質問はありませんか。

ありません。

議 長

はい。ないようですので、この2番と3番についても可決いたしたいと思えます。

「議第13号」

事 務 局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年6月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長

はい。この件についても、経営基盤の強化促進法の案件ですので、事務局から説明いたします。

事 務 局

では、事務局から説明させていただきます。

本案件は、経営移譲による農業者年金の受給者の更新ということで出てきております。

以前の契約は、農地法第3条で使用貸借契約が結ばれておられましたが、その期限が終わるということで、改めまして基盤による新規の使用貸借契約ということでございます。

利用権の設定を受ける者、それから利用権を設定する者等は、資料の14ページ、15ページ、16ページのとおりでございます。契約期間は、ここに記載してあるとおりでございます。

全部で〇〇筆ございまして、田が合わせて〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡、原野が〇〇〇〇㎡、全体で〇〇〇〇㎡でございます。

補足資料は、25ページをご覧いただきたいと思います。

以上です。

議 長
事 務 局

はい。この件について、何か質問はありませんか。

補足で説明させていただきます。

こちらの案件は、親子間の使用貸借権設定ということですが、経営移譲で農業者年金を受け取られている方につきましては、こういう親子間の契約がありませんと、農業者年金が支給停止になってしまう場合などもございますので、周りにそういう方とかいらっしやったら、農業委員さんから、とりあえず農業委員会に行ってくれというようなご指導をよろしくお願いいたします。

議 長
(複数委員)

ほかに質問はありませんか。

ありません。

議 長

はい。ないようですので、この件については承認いたしたいと思います。

これで、第3回の総会は全部審議が終わりましたので、終わりたいと思います。